

# 平成 23 年度 ユイマール塾活動支援事業実施要領

## 1. 目的

地域づくりは、人材の果たす役割が極めて大きい。その意味で、本県の明日を担う子供たちの学力の低下が指摘されているのは大きな問題であり、本県にとって、学力対策による人材の育成は喫緊の課題である。

子供を巡る学習環境や財政的な面から、とりわけ本県の恵まれない子供たちの教育環境を改善しつつ、学力向上を通して人材育成を図るために、中・長期的な観点から「ユイマール塾」のシステムを構築し、その運営を支援するものである。

ユイマール塾は地域の振興に寄与する人材づくりとして「勉強が好きになる塾」、「友達とのコミュニケーション能力を高める塾」を目指して運営する。

## 2. 事業内容

### (1) 助成対象

地域で 10 人～15 人の生徒を集めて「ユイマール塾」を運営してもらい、その塾に対して助成する。ただし、人口 2 千人未満の町村、及び人口 2 千人以上の地域でも自宅で開塾する場合は、5 人～15 人の生徒でも可とする。

教室は、公民館等や自宅でも可とし、講師自ら確保するものとする。

講師は教員免許の有無は問わないが、基本的に学力向上に情熱を持って対処するボランティア精神おう盛な方で、審査委員会で承認された方とする。

なお、既存の学習塾や団体等が実施している塾との併用はできないこととし、助成の対象としない。

### (2) 審査

対米協会は選定の公平を期するため、対米協会内に審査委員会をおいて審査を行う。対米協会は審査結果を踏まえて、助成する塾と金額を決定する。

#### (事業開始前の審査)

- ・ 講師を希望する方は、ユイマール塾活動支援事業助成金交付申請書（第 1 号様式）を提出し、審査を受けるものとする。
- ・ 書類審査を経て一次合格した方には、必要に応じて、二次試験として講師の面接審査或いは現場確認を実施する。

#### (事業継続のための審査)

- ・ 講師は単年度契約制とし、契約更新は審査会の審議を経て決定する。
- ・ 2 月末までの事業実績報告書（第 3 号様式）及びユイマール塾活動支援事業助成金継続交付申請書（第 4 号様式）を平成 24 年 3 月 12 日（月）までに提出する。
- ・ 受講生徒及び保護者に対して対米協会から直接アンケート調査を 1 月または 2 月頃実施する。

### (3) 塾の選考方法

選考方法は、事業目的、事業の内容、講師の意欲や適性の要件を基準に審査する。  
(選考基準)

- ・ 離島、僻地等、塾のない地域を優先する。
- ・ 生活保護世帯、住民税非課税世帯の生徒が多い塾を優先する。
- ・ 講師の意欲と適性、教育方針、教育実施計画の妥当性を加味する。

### (4) 授業科目と受講料

授業科目と受講料は、次のとおりとする。

小学生は、国語、算数の週 2 回、月 8 回授業で、月 4 千円を限度とする。

中学生は、国語、数学、英語の週 3 回、月 12 回授業で、月 6 千円を限度とする。

なお、生活保護世帯と住民税非課税世帯の受講生徒については、受講料を半額とし、その減額分は対米協会に補填する。なお、準保護世帯は、半額免除の対象にはならない。

※ 申請の場合、受講料半額免除申請書（第 2 号様式）に非課税証明書等を添付し、入塾時に認定を受ける。

※ 非課税証明書等の継続審査については、毎年 6 月～7 月に新たな証明書で申請するものとする。

### (5) 実施方法

- ・ 授業は、基本的に教科書を使用し、原則として、新たな教材費等は徴収しないものとする。
- ・ 複数の講師で科目を分担することも可とする。
- ・ 小学生教室に限り、受講生徒が 20 名を超える場合は、同一の講師で 2 教室にすることは可とする。
- ・ 同一の講師で、小学生教室、中学生教室を兼務することは不可とする。

(視聴覚障がい者の取り扱いについて)

- ・ 視聴覚障がい者への教育の困難性を考慮して、生徒は 1 名からでもスタートできることとするが、生徒数は 3 名程まで徐々に増やす努力をすることを前提とする。
- ・ 受講料は、生徒全員を半額とし、その減額分は対米協会に補填する。
- ・ その他、必要があれば対米協会と協議をすることとする。

## 3. 助成額と対象経費

### ・ 講師料

講師料は、授業一回 2 時間当たり 5 千円を対米協会が負担するほか、受講生徒からの受講料を徴収するものとする。

小学生教室は、2 時間×2 科目×4 週間で月 4 万円を限度とする。

小学生教室 2 教室の場合は、2 時間×2 科目×4 週間×2 教室で月 8 万円を限度とする。

中学生教室は、2 時間×3 科目×4 週間で月 6 万円を限度とする。

### ・ 受講料補填分

生活保護世帯と住民税非課税世帯の生徒負担受講料の減免額。

- ・ 教育実習費

教育実習の為の費用として、年に1回5万円を助成する。

実施期間：平成23年4月1日（金）～平成24年3月30日（金）

申請期間：平成23年4月1日（金）～平成23年12月28日（水）

実習費の使途内容は、事業実績報告書で報告する。

- ・ 講師料の支払い

講師料等は、毎月の実施分について、翌月10日までに生徒の出席簿の写しと請求書を提出し、その後、支払うものとする。

#### 4. 助成の申請

助成金を申請しようとする塾は、ユイマール塾活動支援事業助成金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添付して対米協会に提出するものとする。

※ 複数の講師で担当する場合は、講師全員の履歴書を提出。

##### (1) 申請書の提出期間

※ 随時受付：平成23年4月1日（金）～平成23年12月28日（水）

##### (2) 申請書の提出先・問い合わせ先

(社) 沖縄県対米請求権事業協会 担当：古堅・神谷

〒900-0029 那覇市旭町116-37（自治会館6階）

TEL：098-862-9390 FAX：098-862-9396

HP：<http://www.taibei.jp> E-mail：[kenkyuin02@taibei.jp](mailto:kenkyuin02@taibei.jp)

※受付時間：月～金（祝祭日除く）午前9時～12時・午後1時～5時

#### 5. 助成の決定

平成23年度ユイマール塾活動支援事業は、全県下を対象地域とし、助成枠は、小学生25教室、中学生12教室とする。

助成対象の採否については、申請書受理後、1ヶ月以内に申請者に書面で通知する。

#### 6. 事業実績報告書3月分の提出

平成24年4月10日（火）までに3月分の事業実績報告書（第5号様式）を提出するものとする。

#### 7. 退塾及び閉塾の届出義務

塾の廃止、講師の引継ぎ及び辞退、生徒の退塾の場合は届出をすること（別紙様式）

#### 8. 意見交換会の実施

毎年度、8月頃にユイマール塾講師の定期意見交換会を実施する。

#### 9. 印刷製本について

毎年度、事業実績報告書は印刷製本し、県民に公表する。